

滝の水保育園消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、滝の水保育園における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、滝の水保育園に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 副園長 松野 恵子			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	担当クラス	担当区域	担当クラス
1 階	主幹保育教諭	事 務 所	事務員
		厨 房	調理室 主任
		各保育室	各クラス担任
2 階	2 才 学年主任	各保育室	各クラス担任
		遊 戯 室	うさぎ組担任
		屋 上	ひよこ組担任

（建物等の自主検査）

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1 日 2 回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1 日 1 回		
消防用設備等		1 日 1 回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、理事長 近藤 寛に報告し、改修を図らなければならない。

（従業員等の遵守事項）

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- イ 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室、倉庫、リネン室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所、リネン室等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、松野 恵子に報告する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために(中日本三愛設備株式会社に委託して)次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施年月日		
	機器点検		総合点検
消火器	6月	12月	
自動火災報知設備	6月	12月	
誘導灯	6月	12月	
(非常)放送設備	6月		12月

- 2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、理事長 近藤 寛に報告し、改修を図らなければならない。
- 3 消防用設備等の法定点検の結果は、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡班 班長（主幹保育教諭）一班員（フリー職員）
	消火班 班長（調理 主任）一班員（調理員）
	避難誘導班 班長（幼児主任）一班員（４才補助） （５才補助）
任務分担	
通報連絡班	119 番で消防機関へ通報する。 園内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

＊ 必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

（震災対策）

第 8 条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

（1）日常の地震対策

- ア ロッカー、おもちゃ棚、ピアノ等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数 量	備蓄場所
飲料水（1 人 1 日あたり 3 リットル）	500ml×30 2L×90	外倉庫
非常用食料（安心米・ビスコ・クラッカー等）	適量	
カセットコンロ	2 台	同上
カセットコンロボンベ	6 本	
ポータブル電源	1 台	同上

※ 備蓄品内飲料水及び非常食にあっては、帰宅困難等により施設内に滞留が予想される職員数及び園児数等を満たす数量を確保する。

(2) 緊急地震速報発表時の対応

- ア 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとる。
- イ 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。
- ウ 園児のパニック防止及び安全確保に努める。

(3) 地震発生時の安全措置

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 火気使用設備・器具の直近にいる職員等は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(4) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は園児に知らせる。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生の際の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、園児の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 園児を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
- (イ) 園児の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
- (ウ) 園児を避難場所（滝ノ水公園）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。
- (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

（東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置）

第9条 東海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。

- 3 職員及び園児に対し、放送設備により東海地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について放送設備により伝達し帰宅を促すものとする。
- 4 東海地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

ア 保育・教育活動を中止する。(休園)

イ 園児は保護者へ直接引き渡すこととし、引き渡すまでの間は園内において保護する。

2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。

(2) 応急対策

消火班は、次のことを行う。

ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。

エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は、次のことを行う。

ア 園児が混乱しないで退場できるように誘導する。

イ 園児の避難方法及び避難場所については別に定める。

※ 施設の立地条件、耐震性等から判断して、園児等の保護の方法について定めておくものとする。

3 保育時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条第2項第2号に定める応急対策を行う。

4 職員等が休園日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第11条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

			防火 管理 者	防火 担 当 責 任 者	火 元 責 任 者
対象者	実施時期	実施回数			
新入社員	採用時	採用時 1 回	○		
職員	4 月、9 月	年 2 回	○		
	避難訓練時	必要に応じて		○	○
アルバイト・パート	採用時	採用時 1 回	○		
	就業時	必要都度		○	○
備 考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）
- オ その他必要な事項

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	毎月	震災訓練	9 月
避難訓練	毎月		
通報訓練	6 月・9 月	総合訓練	3 月

（消防機関への報告、連絡）

第 12 条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。